写

長労発基 0915 第３号
令和８年９月１５日

長崎地方最低賃金審議会
会長　深浦厚之　殿

長崎労働局長
髙西盛登

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、「長崎県労働組合総連合」、「生活協同組合ララコープ労働組合」、「郵政ユニオン長崎中央郵便局支部」、「長崎県高等学校教職員組合」、「長崎県医療労働組合連合会及び長崎県民主医療機関連合会労働組合」、「建交労長崎県本部」から、別添のとおり最低賃金法第１１条第２項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。